

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	望月 徹（3）	<p>1. 安全・安心の山砂利対策を</p> <p>本市の松野地区から静岡市由比地区にまたがる山間部には、非常に多くの山砂利が埋蔵されています。この山間地は砂利採取業者が地権者となっている所が多くあります。</p> <p>旧富士川町時代に、生活環境の安全性確保及び計画的な山砂利採取の指標とすることを目的に山砂利採取事務取扱要領（以下、「取扱要領」という。）を制定し、本市がそのまま引き継ぎ、現在に至っております。</p> <p>この山間地は大きな山ではないので、保水力で弱い面があり、近隣の河川は大雨の際、急激な増水が見られます。</p> <p>さらに、新東名高速道路の雨水の受皿となっている河川もあり、近年の雨量の急激な増加と相まって、従来に比べ、大幅な増水となっています。</p> <p>今回の熱海市の大規模土石流は、「業者が市や県の指導に従わなかったことが一因」と新聞などに掲載されています。</p> <p>では、本市の取扱要領について、内容の確認と事業者による山砂利採取の計画が申請、認可され、実施された際、また、計画から逸脱した事態が起きた際、水害、環境汚染をはじめ、生活全般に対する安全確保が保証されるのか、そして、その対策について以下質問いたします。</p> <p>(1) 取扱要領6事前協議(3)必要書類の中に、「地域住民の同意書」とあるが、地域の各地区住民の地区総会での決議書と捉えるがいかか。</p> <p>(2) 取扱要領7申請書の提出において、「事業者は、土地利用の事前協議が終了した場合に限り、砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可に係る申請書を提出することができるものとする」とあるが、認可とは、計画書が県・市との事前協議を経て、規定に沿っていけば実施できるとの解釈でよろしいか。では、計画どおり実施されなかった場合、どのような対策を講じるのかお伺いします。</p> <p>(3) 取扱要領16搬出(2)において、「専用道路は、県道富士川身延線へ直接乗り入れのできるように設置し、既存の市道及び県道は、原則として利用しないこと」とあるが、現在の県道富士川身延線との解釈でよろしいか。「既存の市道及び県道は、原則として利用しない」とあるが、この場合の原則とは、どういう内容と捉えているのか。</p> <p>(4) 取扱要領17水処理対策(2)において、「市は、各河川の水量及び水質について常時調査を行い、採取事業による水量の変化及び水質の汚濁が認められるときは、事業者に対し、採取事業を一時的に中止すること及び対策を速やかに講ずることを勧告することができる」とあるが、では、勧告に従わない場合、違反した場合の対策と、それにより、十数年後、地域住民と家屋に被害が生じた時の賠償責任についてどのように考えているのかお伺いします。</p> <p>(5) 条例を制定することで、強制力のある監督・指導となり、</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
2	望月 徹（3）	市民の安全確保は増すと考えるが、当局の見解をお伺いします。	市 長 及 び 担 当 部 長